

外国人の方が技能講習等を受講されるに当たって

(一社) 香川労働基準協会

当協会では、日本語能力に関する受講制限は設けておりませんが、日常生活に必要な日本語の理解力は勿論のこと、漢字を含む使用教材の内容が理解でき、文章を書き、事例研修等においては、受講内容に関する会話等も行えることが必要です。

受講申込みに際しては、以下の事項についてもご確認いただくようお願いします。

- 1 受講される講習は外国語には対応しておらず、日本語のテキスト、資料を用いて実施しております、講習で使われるテキストの内容が日本語のままで理解できる必要があります。
- 2 通訳者を配置した講習は実施しておりません。
- 3 「技能講習」では修了試験を行い、一定基準以上の得点で合格となります。
- 4 修了試験は次のとおりです。
 - ① 修了試験問題は、外国語での対応はしておりません。
 - ② 修了試験問題は日本語のみで記載され、原則として「読みがな」は付記しておりません。
 - ③ 試験時間の特例は設けておりません。

5 申込提出書類

- ① 「受講申込書」（受講者氏名は、旅券(パスポート)又は在留カードに記載されている氏名をご記入ください。）
- ② 「受講内容確認書」を受講申込書と併せて提出ください。

【受講内容確認書】

【事業者】

受講者

について、上記内容を確認しました。

令和 年 月 日

事業所名

(事業者職氏名) : 役職名

氏名

※ 受講者が事業所を通じず、直接申し込まれる場合は下記にご記入ください。

上記について、確認いたしました。

令和 年 月 日

【受講者】

氏名

(自署)

生年月日

年 月 日